

## 第4章 都市機能誘導区域等の設定

### 1 都市機能誘導区域の設定の考え方

#### (1) 都市機能誘導区域とは

立地適正化計画における「都市機能誘導区域」の定義は、以下のようになっています。

##### 都市機能誘導区域

- 原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
- 都市全体を見渡し、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する。また、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める。

引用：第12版都市計画運用指針（2023（令和5）年12月28日一部改定）

#### (2) 都市機能誘導区域の基本方針

都市機能誘導区域を設定する上での基本的な方針を以下のように設定します。

##### 基本方針① 多治見市の「まちの顔」となる中心拠点づくり

- 子どもから高齢者まで誰もが快適な暮らしを実現できる医療・福祉、商業、文化、公共交通等の多様な生活サービスが揃う中心拠点を目指します。

##### 基本方針② ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくり

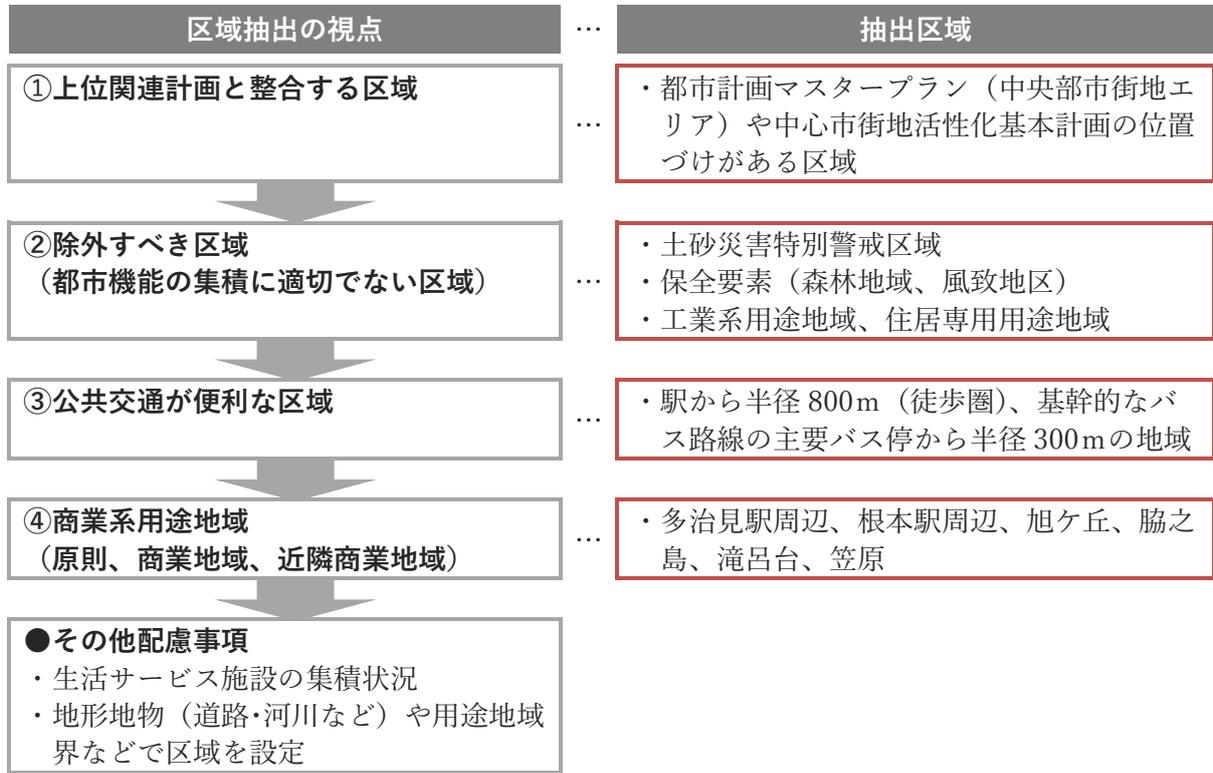
- 郊外地域においては、地域コミュニティが維持され、徒歩圏で日常的な生活ができ、中心市街地にも公共交通でアクセスしやすい拠点を配置します。

## 2 都市機能誘導区域の設定

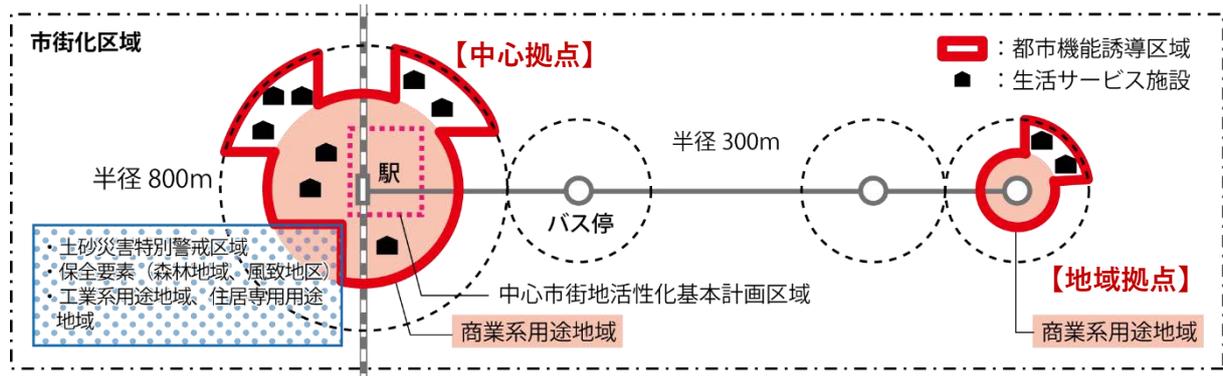
### (1) 都市機能誘導区域の設定方法

都市機能誘導区域の設定にあたっては、以下のような区域設定の流れに基づき、適正な区域を定めます。

区域設定の流れ



区域設定のイメージ



## (2) 都市機能誘導区域

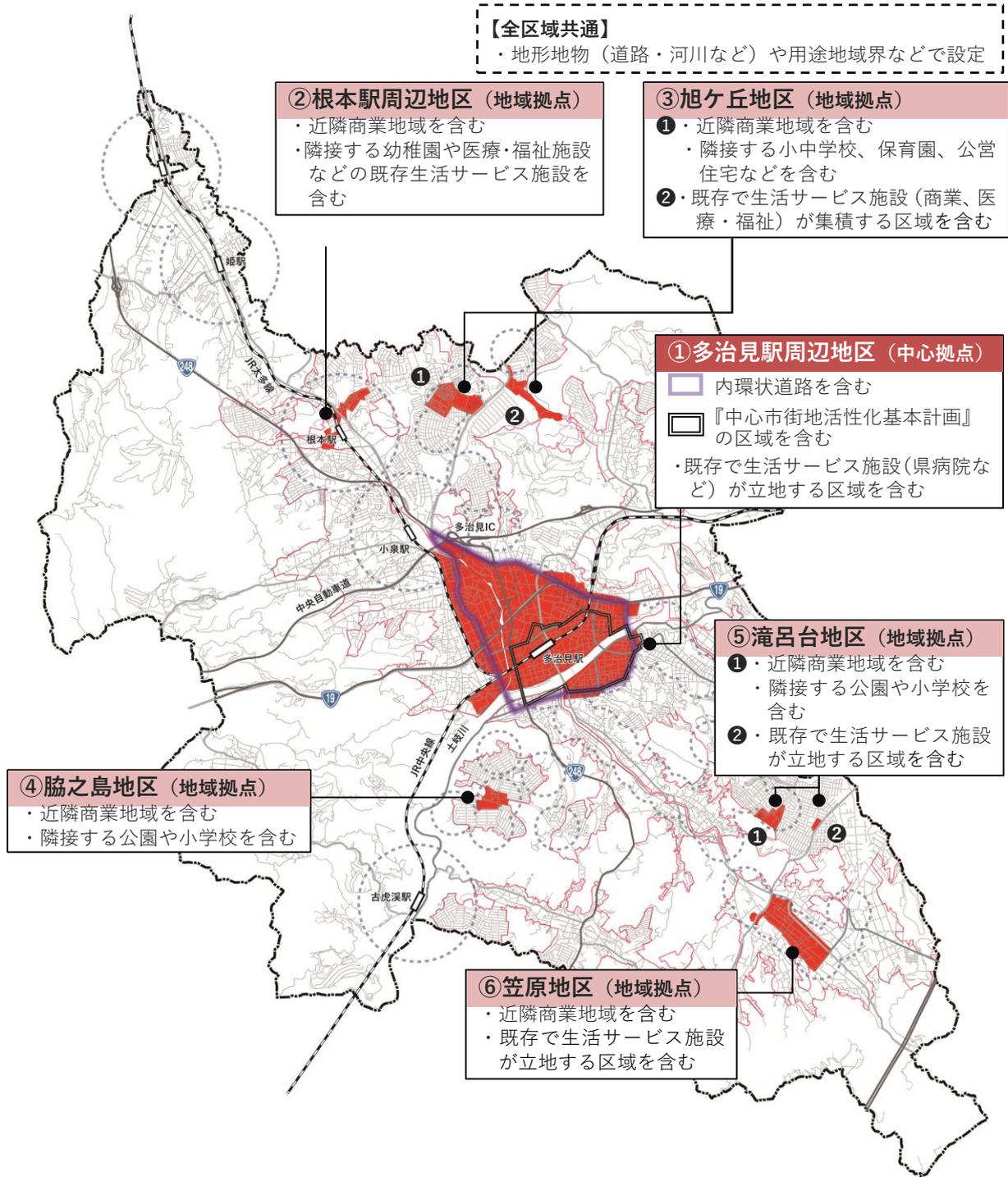
市全域における都市機能誘導区域は、以下に示すとおりです。(各地区における誘導区域の詳細については「資料編」を参照)

都市機能誘導区域一覧

拠点	地区名	設定区域	区域面積
中心拠点	①多治見駅周辺地区	・多治見駅を中心とした区域	347.1ha
地域拠点	②根本駅周辺地区	・根本駅を中心とした近隣商業地域を含む区域	11.7ha
	③旭ヶ丘地区	・「旭ヶ丘中央」バス停を中心とした近隣商業地域を含む周辺の区域	27.1ha
	④脇之島地区	・「多治見ホワイトタウン」バス停を中心とした近隣商業地域を含む区域	6.9ha
	⑤滝呂台地区	・「タウン滝呂センター」バス停を中心とした近隣商業地域を含む周辺の区域 ・生活サービス施設が立地する区域	6.3ha
	⑥笠原地区	・「モザイクタイルミュージアム」バス停を中心として、公共施設や生活サービス施設が集積する近隣商業地域を含む区域	36.0ha
都市機能誘導区域 合計			435.1ha

※都市機能誘導区域は、土砂災害特別警戒区域は除外しているが、表の区域面積は重複する箇所を含んだ値である。

## 都市機能誘導区域と設定の考え方



※都市機能誘導区域は、土砂災害特別警戒区域と重複する箇所は除く

凡例

- 市街化区域
- 鉄道
- 中央自動車道
- 国道
- 県道・主要地方道・ネットワーク機能を有する主要な市道
- 都市機能誘導区域
- 駅から800m  
基幹的なバス路線のバス停から300m

### 3 誘導施設（機能）の設定

#### (1) 誘導施設（機能）の考え方

- ①立地適正化計画における「誘導施設」の定義は、以下のように定められています。
- ②なお、本市における誘導施設は、公共施設の複合化等があることを考慮し、物理的な建物数ではなく「機能」を示すものとして「誘導施設（機能）」と表現します。

#### 誘導施設

- 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設。当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。
- 都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合、もしくは都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止する場合は、市への届出が必要。

引用：第12版都市計画運用指針（2023（令和5）年12月28日一部改定）

#### 地方中核都市における誘導機能のイメージ

機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	○中枢的な行政機能	○日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
福祉機能	○市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
子育て支援機能	○市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
商業機能	○時間消費型のショッピングニーズなどの様々なニーズに対応した買い物、食事などを提供する機能	○日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	○総合的な医療サービス（2次医療）を受けられることができる機能	○日常的な診療を受けられることができる機能
金融機能	○決済や融資などの金融機能を提供する機能	○日々の引き出し、預け入れなどができる機能
教育・文化機能	○市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	○地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

#### (2) 誘導施設（機能）設定の基本方針

(1)「誘導施設（機能）の考え方」を踏まえ、誘導施設（機能）の基本方針を以下に設定にします。



#### 基本方針① 中心拠点におけるより高次で多様な生活サービス施設(機能)の維持・誘導

- 中心拠点においては、地域拠点から公共交通によりアクセスし、より高次の生活サービスを楽しむ医療、福祉、商業施設（機能）等を維持・誘導します。

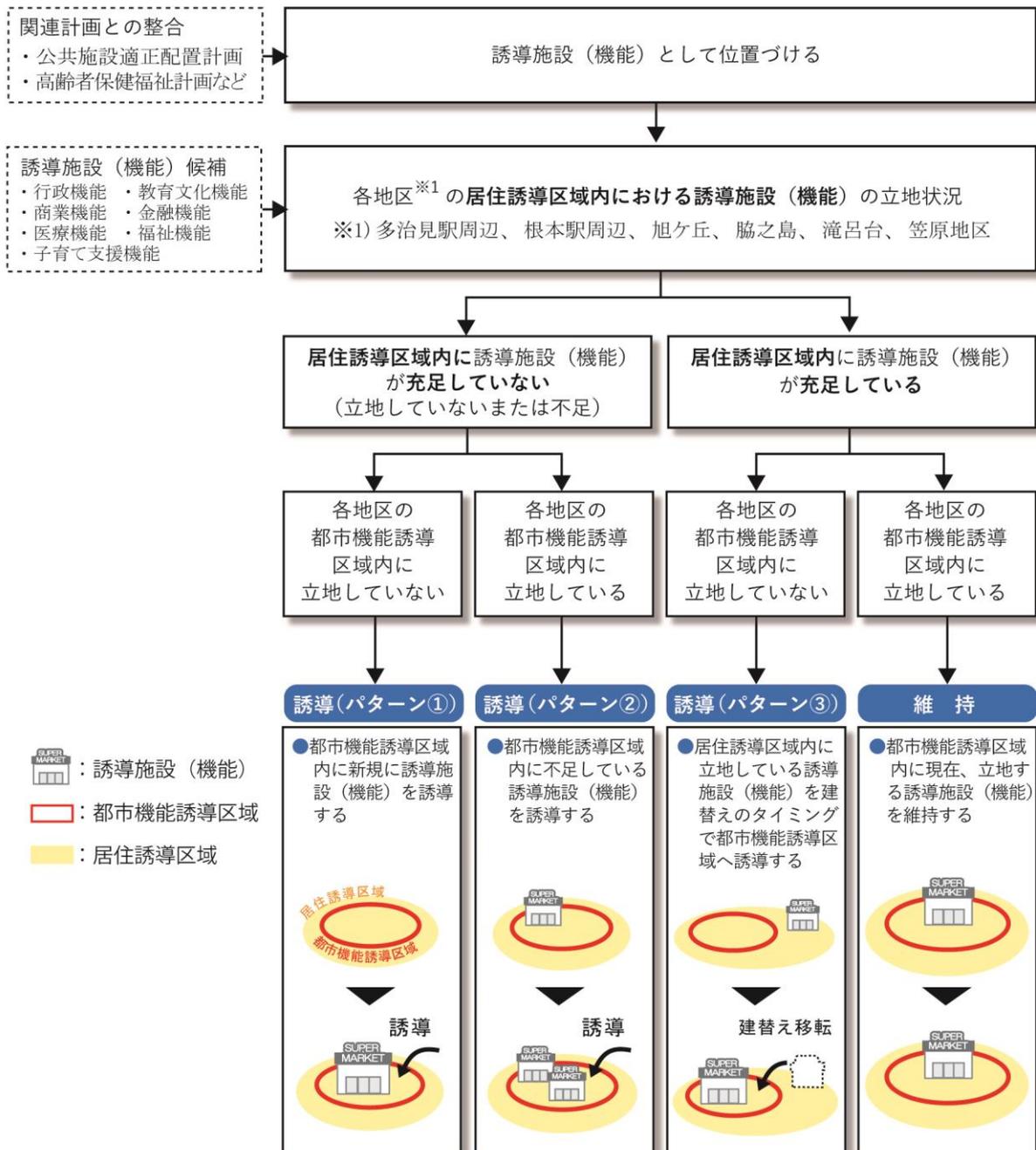
#### 基本方針② 地域拠点における日常生活に必要な生活サービス施設(機能)の維持・誘導

- 地域拠点においては、既存の生活サービス施設（機能）の維持を基本としつつ、医療、福祉、商業等の日常生活に必要な施設（機能）を誘導します。

### (3) 誘導施設（機能）の設定方法

- ①誘導施設（機能）の設定にあたっては、居住誘導区域における将来の居住者の年齢構成を踏まえ、以下の流れに基づき設定します。
- ②高齢者福祉事業所と高齢者向け住宅については、「多治見市高齢者保健福祉計画」に基づき、事業所と施設の総数は維持した上で、都市機能誘導区域外から区域内へ移転することにより、施設（機能）の誘導・充実を図るものとします。

誘導施設（機能）の設定フロー



#### (4) 誘導施設（機能）

- ①誘導施設（機能）は、24 ページで示した「誘導施設（機能）の考え方」及び「誘導施設（機能）設定の基本方針」に基づき、都市機能誘導区域ごとに以下のように設定します。
- ②なお、誘導施設（機能）は、都市機能誘導区域外へ立地する場合や都市機能誘導区域内において休止または廃止する場合に市への事前届出が必要となりますが、施設の立地に対して本計画を根拠とした法的な制限が設けられることはありません。

誘導施設（機能）として位置づける施設

		行政	教育・文化		商業	金融	医療		福祉					子育て支援				
		市役所・地区事務所	図書館	文化会館・美術館等	大規模小売店舗 ※1	食品スーパー	銀行・信用金庫・郵便局等	病院	診療所	福祉センター	保健センター	高齢者福祉事業所(訪問系・通所系)	高齢者福祉事業所(小規模多機能型居宅介護)	高齢者向け住宅 ※2	障害者福祉事業所 ※3	子育て支援センター・子育て支援ひろば	児童館・児童センター	保育園・幼稚園・こども園等
	●：現在立地していない施設(機能)の誘導 ○：現在立地する施設(機能)の維持 ◎：現在立地している施設(機能)の充実 ■：その地区では誘導しない施設(機能)																	
中心拠点	①多治見駅周辺地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	●	○	○	○	○	○	○
地域拠点	②根本駅周辺地区	■	■	■	○	◎	■	◎	■	■	◎	●	●	◎	■	■	○	○
	③旭ヶ丘地区	○	■	■	○	◎	○	●	■	■	◎	●	●	◎	■	●	○	○
	④脇之島地区	○	■	■	●	◎	■	●	■	■	●	■	●	●	■	○	●	○
	⑤滝呂台地区	■	■	■	○	●	■	●	■	■	●	■	●	◎	■	■	○	◎
	⑥笠原地区	○	■	○	○	○	○	○	○	○	◎	■	●	◎	○	○	○	○

注①：誘導施設（機能）に位置づけない公共施設（小中学校、調理場、公民館、公営住宅、駐車場等）は、「多治見市公共施設適正配置計画」に基づき適正配置を進める。

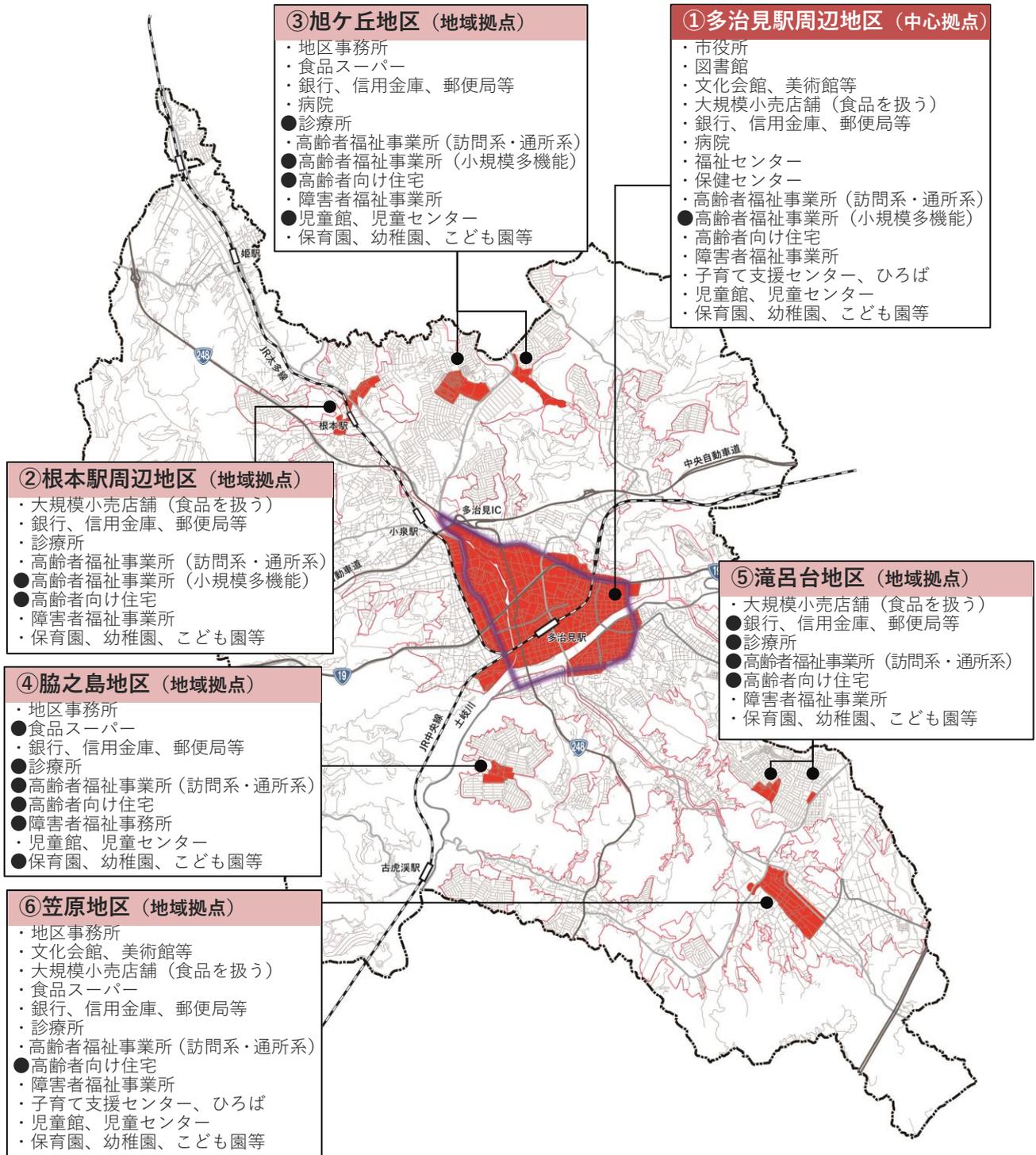
注②：高齢者福祉事業所や高齢者向け住宅の「●（現在立地していない施設(機能)の誘導）」「◎（現在立地している施設(機能)の充実）」は、現在の事業所・施設数を維持したまま、誘導区域内へ誘導することを意味する。

※1：大規模小売店舗：店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上で食品を扱う店舗を対象

※2：高齢者向け住宅：サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

※3：障害者福祉事業所：障害福祉サービス事業所（訪問系）、障害福祉サービス事業所（日中活動）、障害児通所支援事業所

各都市機能誘導区域における誘導施設（機能）



凡例

- 市街化区域
- 鉄道
- 中央自動車道
- 国道
- 県道・主要地方道・ネットワーク機能を有する主要な市道
- 都市機能誘導区域
- 内環状道路
- 現在立地していない施設（機能）

## (5) 誘導施設（機能）の定義

誘導施設（機能）は、以下の定義に基づく施設（機能）とします。

誘導施設の定義

区分	種別	根拠法	該当施設（機能） （具体的な施設分布は「資料編」参照）
行政施設	市役所・地区事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>多治見市役所の位置を定める条例</li> <li>多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則</li> <li>多治見市地区事務所設置規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎</li> <li>市役所駅北庁舎</li> <li>地区事務所</li> </ul>
教育・文化施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館法第2条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まなびパーク（学習館）</li> </ul>
	文化会館・美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館法第2条第1項</li> <li>博物館法第29条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多治見総合文化会館</li> <li>モザイクタイルミュージアム</li> </ul>
商業施設	大規模小売店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗立地法第2条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗</li> </ul>
	食品スーパー		
金融施設	銀行・信用金庫・郵便局等	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行法第4条</li> <li>信用金庫法第4条</li> <li>労働金庫法第6条</li> <li>農林中央金庫法</li> <li>株式会社商工組合中央金庫法</li> <li>日本郵便株式会社法第4条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通銀行</li> <li>長期金融機関（信託銀行）</li> <li>中小企業金融専門機関（信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫）</li> <li>郵便局</li> </ul>
医療施設	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第1条の5第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立多治見病院</li> <li>多治見市民病院</li> <li>タジミ第一病院</li> <li>サニーサイドホスピタル</li> </ul>
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第1条の5第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内科または外科を含む診療所</li> </ul>
福祉施設	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第2条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センター</li> </ul>
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域保健法第18条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多治見市保健センター（駅北庁舎内）</li> </ul>
	高齢者福祉事業所（訪問系、通所系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第8条第2項</li> <li>介護保険法第8条第7項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービス事業所</li> <li>通所系サービス事業所</li> </ul>
	高齢者福祉事業所（小規模多機能型居宅介護）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第8条第19項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>
	高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者住まい法</li> <li>老人福祉法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>住宅型有料老人ホーム</li> </ul>
	障害者福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法第5条第2～5項</li> <li>障害者総合支援法第5条第6、7、12～15項</li> <li>児童福祉法第21条の5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業所（訪問系）</li> <li>障害福祉サービス事業所（日中活動）</li> <li>障害児通所支援事業所</li> </ul>
子育て支援施設	子育て支援センター・子育て支援ひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第6条の3第6項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター</li> <li>子育て支援ひろば</li> </ul>
	児童館・児童センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第40条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館</li> <li>児童センター</li> </ul>
	保育園・幼稚園・こども園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第39条第1項</li> <li>学校教育法第1条</li> <li>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項</li> <li>児童福祉法第6条の3第10項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園</li> <li>幼稚園</li> <li>認定こども園</li> <li>小規模保育事業所</li> </ul>